

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（生活環境担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用
及び個別避難計画の作成・活用について（通知）

平素より消防防災行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況を把握するため、「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査について（照会）」（令和 8 年 4 月 3 日付け府政防第 483 号、消防災第 37 号）において報告を依頼し、「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果」（以下「調査結果」という。）を取りまとめました。

各都道府県においては、避難行動要支援者の避難確保に向け、名簿情報の提供・活用、個別避難計画の作成・活用が進むよう、下記の事項を御理解の上、管内の市町村に対して周知するとともに、市町村の取組を支援していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 避難行動要支援者名簿関係

(1) 避難行動要支援者名簿への掲載対象者について

避難行動要支援者は、「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の対象者について」（別添 1）のとおり、災害時に自力避難が困難な要配慮者が対象であることから、名簿に掲載すべき者であるか否かについては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府、令和 3 年 5 月改定）※等を踏まえ、要件を設定したうえで、要配慮者ごとに個人としての避難能力や避難支援の必要性を総合的に勘案して判断すること。

また、名簿への掲載にあたり、本人同意は不要であることに留意すること。

ただし、平時からの避難支援等関係者への情報提供にあたっては、条例に特別の定めがある場合を除き、本人等同意が必要であること。

※避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和 3 年 5 月改定、令和 7 年 6 月更新）【第 I 部～第 IV 部】：

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/shishin_r7.pdf

(2) 避難行動要支援者名簿の更新について

避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化するものであることから、市町村においては、定期的の実態を把握するとともに、名簿情報を最新の状態に保つため、名簿の更新サイクルの見直しや、更新に向けた手続きの改善に係る検討に取り組むこと。

(3) 平時からの名簿情報の提供・活用の推進について

名簿情報は、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、災害の発生に備え、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供するとされている。このため、平時から名簿情報を外部提供していない市町村（調査結果では99団体）においては、地域の実情に応じ、外部提供への本人同意の取得や本人同意の有無にかかわらず外部提供できる根拠となる条例の制定を検討し、避難支援等関係者への名簿情報の事前提供を進めること。この点、個別避難計画についても併せて対応すること。

2 個別避難計画関係

(1) 自己点検について

各市町村が作成している各種計画*等で定めた取組内容や目標値、また、取組の現況を踏まえ、「個別避難計画の取組に関する自己チェックシート」（別添2）などを活用して定期的に個別避難計画に係る取組の内容や進捗状況について自己点検すること。

※各種計画：総合計画、基本計画、実施計画、年次計画、強靱化地域計画、地域防災計画、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に係る全体計画、地域福祉計画、老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）、障害者計画、障害福祉計画、重層的支援体制整備事業実施計画、部局の目標やマネジメントシート など

(2) 市町村における個別避難計画の作成促進について

今回調査において個別避難計画未作成の市町村は全国で解消されたところであるが、今回調査時点の個別避難計画の作成率が1%以下、あるいは前回調査から今回調査までに個別避難計画を作成した人数が0人等、僅少である市町村は、継続的な取組が組織におけるノウハウの継承につながることから、避難行動要支援者に対して個別避難計画作成の同意に関する連絡を実施し、同意を得た避難行動要支援者については、各市町村において想定される災害を踏まえ、ただちに個別避難計画を作成すること。

(3) 避難行動要支援者に対する個別避難計画作成の動機付けについて

避難行動要支援者に対し、個別避難計画に関して、各避難行動要支援者に対して個別に最初の連絡をする際には、自宅の災害リスクや最寄りの避難所を伝えるなど、災害を自分ごととして捉えて、避難について考える手がかりとなることに役立つ情報を当該連絡の中で付言等して、避難に前向きになってもらうことにつなげること。

(4) 本人・地域記入の個別避難計画について

市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者名簿に記載等されている者に個別避難計画が作成されるよう、必要に応じて家族等の助けを得て本人が記入すること（いわゆるセルフプラン的なもの）などに取り組むこと。

この場合、本人・地域記入を作成に向けた1次的なスクリーニングとして、作成が進まない場合に市町村が主体となり作成するという段階的な取組となるが、全く問題ない。

(5) 避難訓練を実施する際の留意事項について

避難訓練は、個別避難計画を作成した後に実効性の確保を図ることを目的に実施するほか、避難訓練を踏まえて計画を作成する手法もあることに留意すること。

避難先に移動すること（経路を確認すること）など避難訓練の内容を絞ることや、名称を親しみやすいものとし、地域の関係者と一緒を楽しみながら避難行動を確認できる「ひなんさんぽ」などの手法があることに留意すること。

なお、避難行動要支援者に関する避難訓練については、総合防災訓練大綱^{*}において、言及があるので参照して実施すること。

^{*}総合防災訓練大綱：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/sougou.html>

(6) 市町村に対する支援について

都道府県においては、災害対策基本法第4条第1項の規定の趣旨を踏まえ、個別避難計画の作成に取り組む市町村を支援すること。その際、「令和6年度個別避難計画作成モデル事業報告書（抜粋）」

（別添3）を参照して取り組まれない。市町村に対する支援にあたり、都道府県においては、作成の進捗状況を対面等で確認し、必要に応じて助言等を行い、市町村の取組を支援すること。

(7) 発災後の検証の実施について

避難行動要支援者の避難の実効性を高めるために、実際に災害が発生した場合には、市町村において個別避難計画の活用状況等に係る事後検証を積極的に行うこと。その際、市町村は避難行動要支援者本人や避難支援等実施者その他の避難支援等関係者へのヒアリング等の実施を検討するとともに、都道府県は必要に応じて、市町村による事後検証の実施に協力すること。

(8) 個別避難計画の作成と避難行動要支援者名簿への記載等について

個別避難計画を作成する場合、避難行動要支援者名簿に記載又は記録されていることが前提となるため、個別避難計画の作成が必要な者が避難行動要支援者名簿に記載又は記録することが可能となっていることを確認すること。その際、

- ・難病患者、小児慢性特定疾病患者、医療的ケア児者
- ・聴覚や視覚に障害がある身体障害者
- ・身体障害者補助犬を同伴する身体障害者
- ・インスリン製剤など使用を中断すると生命に危険が及ぶ薬剤を必要とする者

が避難行動要支援者名簿に記載又は記録する避難行動要支援者にあたり得るものであることに留意すること。

(9) 避難支援等関係者となる者について

平時に、本人等の同意を得て名簿情報及び個別避難計画情報を提供することができる避難支援等関係者については、地域防災計画にて定めることとしているが、当該情報提供は円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくことから、地域の実情に即して適切な避難支援等関係者（例：法定団体以

外に、地域包括支援センター、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーション等の在宅医療機関、障害者団体など）を定めること。

(10) 個別避難計画に係る業務の効率化について

今後、個別避難計画策定の取組を進めた場合、個別避難計画を策定する件数が増加するとともに、更新も必要となることから、避難行動要支援者に係る事務の増大が見込まれる。その際、民間事業者等が開発したシステムの活用その他の業務の効率化について検討するとともに、避難行動要支援者名簿を発災後に被災者台帳として活用し、災害ケースマネジメントを実施する基盤データとすることも併せて検討すること。

3 個別避難計画の作成促進等に向けた支援策等

(1) 個別避難計画活用・作成促進事業について

従来実施していた個別避難計画作成モデル事業の後継として令和8年度に実施する個別避難計画活用・作成促進事業では、都道府県による市町村支援の枠組みにおいて、個別避難計画の更なる作成促進に加えて、避難訓練等を活用した個別避難計画の実効性向上を図ることとしており、18都道府県を採択したところである。得られた成果については「都道府県個別避難計画推進会議」などの場を通じて、逐次成果の共有を図る予定である。

また、内閣府防災情報のページに過去のモデル事業のページを設けていることから、他の団体事例を参照されたいときは活用されたい。

令和3年度 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r3modeljigyo.html>

令和4年度 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r4modeljigyo.html>

令和5年度 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r5modeljigyo.html>

令和6年度 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r6modeljigyo.html>

(2) 手引き「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ」（令和6年11月追補）について

個別避難計画を、どうやってつくったらよいか、作成する手順がよくわからないという声をよくお聞きするところ、このため、個別避難計画の作成に取り組もうとしている市町村の担当者や関係者の方々に向けて、過去のモデル事業の参加団体の取組を基に、作成手順を整理したものを、取組の参考としてお示ししている。

PDF版

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/2506_hinan.pdf

PPT版

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/2506_hinan.pptx

(3) 財政措置（普通交付税）について

「令和7年度消防庁補正予算、令和8年度消防庁予算案及び令和8年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について」（令和8年1月30日付け消防庁事務連絡）で周知しているとおり、市町村における個別避難計画の作成経費について、普通交付税措置を講じている。

(4) 防災分野における個人情報について

自治体等が災害対応や、平時の災害準備において個人情報等の取扱いに疑義が生じることが無く、個人情報の取扱いを明確なものとするため、自治体へのアンケート調査やヒアリングを基に個人情報の取扱いの判断に迷う事例について取りまとめ、それぞれの事例において、個人情報保護法等の解釈に基づき、自治体が留意すべき内容を整理することで、個人情報の取扱いを判断する際に参照できる指針として令和5年3月に「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が作成された。この指針、概要資料、研修動画などについては、内閣府防災情報のページ[※]等を通じて広く関係者に提供されていることから参照されたい。

また、「被災者への見守り・相談支援に係る福祉関係者間の連携強化について（周知）」（令和8年4月2日付け内閣府事務連絡）において、被災されたそれぞれの方の状況に応じて切れ目のない支援を実施する観点から、戸別訪問等のアウトリーチを行うに当たって、平時も含め、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に掲載された情報を活用することが有効である旨、またその場合の個人情報の取扱いの整理について周知していることから、併せて参照されたい。

※内閣府防災情報のページ：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/kojinjyouho/shishin.html>

<問合せ先>

避難行動要支援者名簿の調査に関すること：消防庁国民保護・防災部防災課
森谷課長補佐、田崎係長、田道事務官
TEL：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535 E-mail：bousaichousei@soumu.go.jp

個別避難計画の調査に関すること：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（生活環境担当）付
末崎参事官補佐、河野主査、赤川事務官
TEL：03-3501-5693 FAX：03-3502-6820 E-mail：y-hinan.k4n@cao.go.jp

【用語の定義】

◆**要配慮者** <災害対策基本法第8条第2項第15号>

⇒高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

◆**避難行動要支援者** <同法第49条の10第1項>

⇒要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの。避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とするために作成しておかなければならないのが、

避難行動要支援者名簿

※避難行動要支援者に該当する範囲については、各市町村にて以下を参考に個人ごとに**総合的に**判断（年齢や世帯状況といった単一の条件で判断するのは適切ではない）

①個人としての避難能力

災害情報の取得能力／避難必要性・方法等の判断能力／身体能力 等

②避難支援の必要性

同居親族の有無／ハザードの分布状況／災害情報の発信状況 等

- ・避難行動要支援者は「自力避難が困難な要配慮者」が対象であることを踏まえ、対象になるか否か／そもそもの要件が適切か を逐次精査。
- ・避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化するるので、名簿は常に最新の状態に保つこと（半年～1年毎更新が理想）

◆**個別避難計画** <同法第49条の14第1項>

⇒避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画。作成に当たっては避難行動要支援者本人の同意を要する。

➡ 下図の 要配慮者 のみが、避難行動要支援者名簿への掲載者＝個別避難計画作成の対象者

要配慮者

生活の基盤が自宅にある要配慮者

災害時に自力避難が可能な要配慮者
≠避難行動要支援者

例：100歳で独居だが、自力歩行で避難先まで行くことができる高齢者

※目安として、独力で玄関先まで移動できるか否かで判断することも考えられる

災害時に自力避難が困難な要配慮者

= 避難行動要支援者（個別避難計画の作成対象者）

- ★要支援者名簿への掲載にあたり本人同意は**不要**
- ★希望者のみを名簿に記載する方法（手上げ式）を唯一の名簿作成手段とすることは適切でない
- ★平常時の避難支援等関係者への情報提供については、名簿・個別避難計画ともに本人等同意が必要（不要の旨を条例で定めている場合を除く）

例：医療的ケア児者、要介護度5の高齢者等

※ハザードの状況により、同じ介護度でも自力避難が可能か困難かが分かれることもあるので注意が必要

病院への長期入院患者
社会福祉施設等への入所者
≠避難行動要支援者

■個別避難計画の取組に関する自己チェックシート（取組の内容に着目した取組状況を評価する指標の検討）

【自治体名：〇〇県〇〇市】 **別添2**

Step	市町村における個別避難計画に係る取組の状況 (各Stepにおいて、右欄（未実施・検討中・実施中）のうち該当するものいずれかに「○」を記入する)	未実施 0点	検討中 2点	実施中				備 考
				やっている ※やっていない わけではない 4点	ある程度 できている 6点	一定程度 できている 8点	ほとんど できている 10点	
1-0	避難行動要支援者名簿に基づく避難行動要支援者への働きかけ ○避難行動要支援者に自宅の災害リスクを確認いただく （福祉専門職など本人のことをよく知る方の協力を得て、本人と福祉専門職等と一緒にハザードマップを本人と一緒に確認するなど） ○（避難行動要支援者が）避難先に行ってみる （都道府県や市町村が開催する総合防災訓練の一環で最寄りの避難所に行くことや、自治会が実施する地域の避難訓練や避難所開設訓練の機械を捉えて避難所に行くことなど）							※1名以上実施していれば実施中としてよい ※丸括弧内に示した例示以外のやりかたや、内容でも実施中としてよい ※Step1とStep1-0に取り組む順序は逆転してもよい
1	庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討 （例1）庁内の防災部局・福祉部局またその他各部局と一緒に取組を進める （例2）庁外の防災、地域づくり、福祉、保健、看護、医療などの関係者が一緒に取組を進める							※1名（1件、1例）以上実施していれば実施中としてよい ※例示以外のやりかたや、内容でも実施中としてよい ※庁内、庁外のいずれか一方の例を実施していれば実施中としてよい
2	計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定							※1名（1件）以上実施していれば実施中としてよい
3	福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明							※1名（1件）以上実施していれば実施中としてよい
4	避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明							※1名（1件）以上実施していれば実施中としてよい
(ケース1：市町村が主導的に支援し、計画を作成する取組)								
5-1	市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等							※1名（1件）以上実施していれば実施中としてよい
(ケース1：市町村が主導的に支援し、計画を作成する取組)								
6-1	市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成 （例1）本人・家族、福祉、医療関係、自治会など関係者が、一緒にになり計画を作成する場である地域調整会議を開催する （例2）福祉専門職や医療関係者などの本人のことをよく知る人の協力を得て、一緒に考え、計画に書き込む							※1名（1件、1例）以上実施していれば実施中としてよい ※例示以外のやりかたや、内容でも実施中としてよい ※いずれか一方の例を実施していれば実施中としてよい
(ケース2：本人や地域が主導的に計画を作成する取組)								
5-2	本人^注・地域による個別避難計画の作成 <small>注）本人：避難行動要支援者本人</small> （例1）本人が家族や地域の方の支援を得て計画に書き込む（いわゆるセルフプランとして作成する場合） （例2）自治会等が主導して地域調整会議を開催し、作成する（地域による支援の在り方の一つとして地域調整会議を開催する場合）							※1名（1件、1例）以上実施していれば実施中としてよい ※例示以外のやりかたや、内容でも実施中としてよい ※いずれか一方の例を実施していれば実施中としてよい
(ケース2：本人や地域が主導的に計画を作成する取組)								
6-2	作成した個別避難計画を市町村に提出、市町村が確認							※1名（1件）以上実施していれば実施中としてよい
(ケース1、ケース2共通)								
7	作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施 （例1）作成した個別避難計画に基づき避難訓練を実施する （例2）個別避難計画に記載又は記録された情報を避難支援等関係者に提供する							※1名（1件、1例）以上実施していれば実施中としてよい ※例示以外のやりかたや、内容でも実施中としてよい ※いずれか一方の例を実施していれば実施中としてよい

※Step1～7に取り組む順序は、一定の目安であり、絶対にこの順序どおり取り組まなければならないというものではなく、複数のStepに並行して取り組むこと、取り組むStepの順序が前後すること、以前取り組んだStepに立ち戻り、再度、取り組むことなどがあっても差し支えない。

※Step1～7（取組の段階と段取り）の詳細については、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月（令和3年5月改定）内閣府（防災担当））のP.18、P.19を参照すること。 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/shishin0304.pdf>

※「実施中」の区分である「やっている」「ある程度できている」「一定程度できている」「ほとんどできている」は、数字であらわした場合、おおむね次のような区分と捉えること。「やっている」（やっている割合（主観）が0%超25%未満程度）、「ある程度できている」（やっている割合（主観）が25%以上50%未満）、「一定程度できている」（やっている割合（主観）が50%以上75%未満）、「ほとんどできている」（やっている割合（主観）が75%以上）。なお、この数字（やっている割合）は主観に基づくもので差し支えなく、何らかのエビデンス等が求められるものではない。

■個別避難計画の取組に関する自己チェックシート（取組の内容に着目した取組状況を評価する指標の検討）【記載例】

【自治体名：〇〇県〇〇市】

Step	市町村における個別避難計画に係る取組の状況 (各Stepにおいて、右欄（未実施・検討中・実施中）のうち該当するものいずれかに「○」を記入する)	未実施 0点	検討中 2点	実施中				備 考
				やっている <small>※やっていないわけではない</small> 4点	ある程度 できている 6点	一定程度 できている 8点	ほとんど できている 10点	
1	庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討 (例1) 庁内の防災部局・福祉部局またその他各部局と一緒に取組を進める (例2) 庁外の防災、地域づくり、福祉、保健、看護、医療などの関係と一緒に取組を進める				○			※1名（1件、1例）以上実施していれば実施中としてよい ※例示以外のやりかたや、内容でも実施中としてよい ※庁内、庁外のいずれか一方の例を実施していれば実施中としてよい
1-0	避難行動要支援者名簿に基づく避難行動要支援者への働きかけ ○避難行動要支援者に自宅の災害リスクを確認いただく (福祉専門職など本人のことをよく知る方の協力を得て、本人と福祉専門職等と一緒にハザードマップを本人と一緒に確認するなど) ○避難先に行ってみる (都道府県や市町村が開催する総合防災訓練の一環で最寄りの避難所に行くことや、自治会が実施する地域の避難訓練や避難所開設訓練の機械を捉えて避難所に行くことなど)				○			※1名以上実施していれば実施中としてよい ※丸括弧内に示した例示以外のやりかたや、内容でも実施中としてよい ※Step1とStep1-0に取り組む順序は逆転してもよい
2	計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定					○		※1名（1件）以上実施していれば実施中としてよい
3	福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明						○	※1名（1件）以上実施していれば実施中としてよい
4	避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明						○	※1名（1件）以上実施していれば実施中としてよい
(ケース1：市町村が主導的に支援し、計画を作成する取組)								
5-1	市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等				○			※1名（1件）以上実施していれば実施中としてよい
(ケース1：市町村が主導的に支援し、計画を作成する取組)								
6-1	市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成 (例1) 本人・家族、福祉、医療関係、自治会など関係者が、一緒になり計画を作成する場である地域調整会議を開催する (例2) 福祉専門職や医療関係者などの本人のことをよく知る人の協力を得て、一緒に考え、計画に書き込む				○			※1名（1件、1例）以上実施していれば実施中としてよい ※例示以外のやりかたや、内容でも実施中としてよい ※いずれか一方の例を実施していれば実施中としてよい
(ケース2：本人や地域が主導的に計画を作成する取組)								
5-2	本人^注・地域による個別避難計画の作成 <small>注）本人：避難行動要支援者本人</small> (例1) 本人が家族や地域の方の支援を得て計画に書き込む（いわゆるセルフプランとして作成する場合） (例2) 自治会等が主導して地域調整会議を開催し、作成する（地域による支援の在り方の一つとして地域調整会議を開催する場合）					○		※1名（1件、1例）以上実施していれば実施中としてよい ※例示以外のやりかたや、内容でも実施中としてよい ※いずれか一方の例を実施していれば実施中としてよい
(ケース2：本人や地域が主導的に計画を作成する取組)								
6-2	作成した個別避難計画を市町村に提出、市町村が確認					○		※1名（1件）以上実施していれば実施中としてよい
(ケース1、ケース2共通)								
7	作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施 (例1) 作成した個別避難計画に基づき避難訓練を実施する (例2) 個別避難計画に記載又は記録された情報を避難支援等関係者に提供する					○		※1名（1件、1例）以上実施していれば実施中としてよい ※例示以外のやりかたや、内容でも実施中としてよい ※いずれか一方の例を実施していれば実施中としてよい

※Step1～7に取り組む順序は、一定の目安であり、絶対にこの順序どおり取り組まなければならないというものではなく、複数のStepに並行して取り組むこと、取り組むStepの順序が前後すること、以前取り組んだStepに立ち戻り、再度、取り組むことなどがあっても差し支えない。

※Step1～7（取組の段階と段取り）の詳細については、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月（令和3年5月改定）内閣府（防災担当））のP.18、P.19を参照すること。 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/shishin0304.pdf>

※「実施中」の区分である「やっている」「ある程度できている」「一定程度できている」「ほとんどできている」は、数字であらわした場合、おおむね次のような区分と捉えること。「やっている」（やっている割合（主観）が0%超25%未満程度）、「ある程度できている」（やっている割合（主観）が25%以上50%未満）、「一定程度できている」（やっている割合（主観）が50%以上75%未満）、「ほとんどできている」（やっている割合（主観）が75%以上）。なお、この数字（やっている割合）は主観に基づくもので差し支えなく、何らかのエビデンス等が求められるものではない。

令和 6 年度

個別避難計画作成モデル事業報告書

(抜粋)

5. 都道府県における市町村支援の方向性の整理

(目次：都道府県における市町村支援の取組を分類し今後の取組の方向性をまとめる)

令和6年度の個別避難計画作成モデル事業においては、加速化促進事業で新たな取組を行う場を提供し、都道府県会議で各都道府県の取組を共有してきた。

ここでは、各都道府県において、相互に取組を参照することを通じて、都道府県による市町村支援の取組の一層の充実が図られるよう、共有された都道府県による市町村支援の取組を整理するとともに類型化を行う。

各都道府県において、市町村における個別避難計画作成の取組を支援する場合には、ここに挙げられている取組事例が参考となる。

なお、各類型で挙げている取組事例は、各都道府県の取組を完全に網羅したものではないことに留意いただきたい。

市町村を後押し（支援）するための都道府県による取組事例

(1) 都道府県庁外の関係者との連携を図る

① 個別避難計画に関係する団体や機関との協力や連携

都道府県	取組事例
山形県	・新たな支援の担い手として企業・団体等に着目し、連携候補となる企業へ各市町村の計画作成への協力依頼及び連携モデル構築についての概要等を説明し、県内各地域に営業所・販売店等をもつ企業等の上部団体に、働きかけを行った
東京都	・都内福祉サービス事業者に対する個別避難計画作成等への協力依頼。各事業者へ個別避難計画作成の重要性を啓発するとともに、計画作成への参画や、計画を活用した避難訓練への参加等について協力を依頼。あわせて、令和5年度に作成した「支援者向けの啓発動画」を案内し、個別避難計画に係る制度の普及啓発を実施
長崎県	・県組織である介護支援専門員協会と個別避難計画作成促進に向けた協議を行うとともに、市町への協力を依頼

② 研究者や各種分野の専門職などとの協力や連携

北海道	・市町村、関係団体等を対象とした内閣府・札幌管区気象台・有識者による講演や道内外の自治体からの取組事例紹介を行う研修会を実施。個別避難計画の取組の理解がより深まるとともに、取組の加速化に繋がった
茨城県	・計画作成に向けて連携する課の職員で行う調整会議を定期的に行うことで、防災に限らず福祉専門職を含んでの連携体制を構築することができ、また、個別避難計画の作成を連携課職員全員で実施
新潟県	・県内の全市町村（30市町村）を対象に、対面によるヒアリングを実施。ヒ

	<p>アリングでは、市町村側は防災担当と福祉担当の両方の参加を依頼し、県側も防災局と福祉保健部の職員が同席して行うことにより、市町村の担当者同士の連携を促した。また、アドバイザーとして新潟大学危機管理センターの田村圭子教授にも参加していただき、市町村の取組について助言していただいた</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの市町村へのヒアリング結果等を踏まえ、市町村担当課長会議等において、市町村の取組方法や課題などを整理して説明した
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> 県が主催する意見交換会等へ福祉専門職等の参画や専門家の派遣を行い、また、市町が庁内の打ち合わせや地域での勉強会等に福祉専門職等を依頼する際の経費を支援

(2) 個別避難計画に係る状況把握

北海道	<ul style="list-style-type: none"> 個別避難計画未作成の市町村等に対して、道とアドバイザーが現地に出向き取組の助言等を行う個別訪問や、道・アドバイザー・市町村の3者による個別相談会（オンライン）を実施
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村を個別訪問することにより、個別避難計画等への取組状況を把握し、先進事例の提供や技術的な助言などの伴走支援を実施
京都府	<ul style="list-style-type: none"> 未策定市町に対して個別にヒアリングを実施し、個別避難計画に関する庁内連携状況や課題、進捗状況を把握

(3) 個別避難計画の取組に役立つ取組事例や課題などの情報を展開し、共有する。

秋田県	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者・避難行動要支援者に関する実務研修を実施し、モデル事業の男鹿市の取組において得られた成果や教訓を、県内市町村の担当者へ横展開
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> 難病対策地域協議会部会と母子保健福祉委員会小児等在宅医療の推進部会合同部会を設置し、災害に関する研修会、報告会を開催。在宅難病患者、医療的ケア児向けの個別避難計画の作成、避難訓練の実施、計画の見直しの取組結果を合同部会で共有した
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府・消防庁が実施する「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査」と共に、回答内容について深掘する調査を実施し、調査結果を市町村・庁内関係各課に共有

(4) 市町村職員、自主防災組織などを対象とした研修を実施する

北海道	<ul style="list-style-type: none"> 未策定市町村のみを対象とした研修会や、市町村・関係団体等を対象とした全体研修会を実施
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 聖籠町と連携し、住民や避難支援等関係者などを対象にセミナーを開催し、個別避難計画の重要性等について啓発
富山県	<ul style="list-style-type: none"> 有識者を招いて、避難行動要支援者支援に係る市町村担当者会議を開催。 会議では、事前の市町村ヒアリングで把握した取組事例の共有を行うほか、県の取組や、全国の好事例も紹介。また、発表内容について有識者から助言をいただくとともに、有識者の総括講義により理解を深めた

山梨県	・市町村の防災部局・福祉保健部局の個別避難計画担当者を対象にした研修・意見交換会を実施。研修には保健所職員・地域県民センターも同席。
滋賀県	・計画作成のキーパーソンとなるインクルージョン・マネージャーの育成を行うため研修会を実施した
京都府	・市町村担当者を対象とした研修会等において制度説明を実施。研修会において、先進自治体の取組紹介により、個別避難計画作成のノウハウ等の共有を図った。また、外部講師による講演により個別避難計画の策定意義についての認識強化を図った
佐賀県	・避難行動要支援者名簿、個別避難計画についてケアマネジャー等の福祉専門職や社会福祉協議会職員等に向けた研修会を実施

(5) 会議などを通じた顔の見える関係づくり、ネットワークづくりのための場づくりをする。

山形県	・有識者と市町村の防災部局、福祉部局に加え、福祉専門職や自治会等の庁外関係者、地域住民が話し合う場を設け、庁内・庁外のより具体的な連携体制の構築を図り、対象の絞り込みや、具体的な対応を検討し、計画作成に結びつけた
山梨県	・山梨県内の希望のあった4つの自治体（モデル市）それぞれに県の支援チームを配置。県の支援チームと市町村担当者が検討会を実施。（合計13回）また、モデル市合同での検討を2回実施するなどし、支援チームが自治体の課題の共有、解決を支援
京都府	・県や市町村の難病関係の担当者が保健所主催の会議や訓練に参加し、計画策定の市町村担当職員と顔の見える関係づくりを行い、先進的な取組について他の保健所や市町村に対して横展開を図った
長崎県	・市町の進捗や取組の方向性にそって、テーマを絞って作成方法のノウハウや工夫等について情報共有や意見交換を実施。（「本人・家族記入による計画作成」「専門職への委託や連携による計画作成」「医療的ケア児・難病患者の計画作成」） ・市町担当課長等会議を開催し、県全域での進捗状況や課題、取り組み内容の報告・共有、意見・情報交換を実施

(6) 制度の定着を図るための普及啓発を（広報誌、テレビやラジオの広報番組、SNS等を活用し）行う

秋田県	・市広報誌に特集を掲載。合わせて計画作成支援リーフレットを折り込み全戸配布
山形県	山形県防災危機管理課ホームページ（『こちら防災やまがた!』）にて個別避難計画について掲載
茨城県	・一般社団法人茨城県介護支援専門員協会あて作成協力依頼に係る動画を配信。また、県ホームページに市町村別の個別避難計画作成率等を掲載
神奈川県	・難病患者・医療的ケア児等向けの個別避難計画作成を推進するためにリーフ

	レットを作成
新潟県	・県と聖籠町の共催で、住民や避難支援等関係者などを対象とした避難支援セミナーを開催し、個別避難計画の重要性等について啓発を行った
滋賀県	・滋賀県HPにて、防災と保健・福祉の連携促進モデル『滋賀モデル』～誰一人取り残さない防災の実現をめざして～（個別避難計画作成推進事業）を掲載。 ・SNS「しが防災ベース」にて滋賀モデルの取組を発信

(7) 伴走支援（市町村の実情や取組の状況を知り、課題を把握し、解決に向けて市町村と一緒に考え、課題解決に向けた進捗状況を確認するなど）を行う

北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画未作成の市町村に対して、道とアドバイザーが市町村と一緒に考えながら、市町村の個別避難計画作成のプロセス確立を目指す伴走支援を実施 ・個別避難計画未作成の市町村等に対して、道とアドバイザーが現地に出向き取組の助言等を行う個別訪問や、道・アドバイザー・市町村の3者による個別相談会（オンライン）を実施
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・庁外関係者との連携等に課題がある市町村に対してのヒアリングの実施等を行い、計画作成のための庁外関係者等との連携を推進するとともに、計画の実効性の向上や作成率の改善及び、計画の作成や更新の継続可能な体制構築等に向けて取り組んだ
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村を個別訪問することにより、個別避難計画等への取組状況を把握し、先進事例の提供や技術的な助言などの伴走支援を実施。 ・円滑な庁内庁外連携体制づくりや計画作成の推進ができるよう、過去にモデル事業を経験した自治体職員や県職員がアドバイザーとして参加し、技術的助言や進捗管理を実施
富山県	<ul style="list-style-type: none"> ・高岡市、射水市において、実効性のある計画策定を進めるため、その都度課題を共有しながら、課題解決に向けて県・市が一緒に取り組み、2週間ごとに打合せを実施。進捗状況の把握や好事例の情報提供等を行った
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査等を踏まえ、個別避難計画作成が進んでいない市町等を対象に福祉と防災部局が連携して訪問し、計画作成数が伸びていない理由や課題等について把握、深掘りし、取組を進めるにあたって必要なこと等について、市町と一緒に取り組んだ

(8) 指針、手引きや事例集などで取組の目安や例を示す

茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が名簿や計画の作成等において参考とする「茨城県避難行動要支援者対策推進のための指針」を一部改定 ・県で啓発チラシを作成し、市町村に活用を依頼
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村担当者向け研修会の実施・区市町村向け手引きの活用促進
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・「個別避難計画作成標準業務手順書（神奈川県版Step）」を市町村へ送付。 ・難病患者・医療的ケア児等向けの個別避難計画作成を推進するためにリーフ

	レットを作成し、県内市町村への普及啓発を行った。また、リーフレットに加え、本人、家族、支援者等向けのタイムラインを作成したことにより、他市町村の個別避難計画作成の推進に資するものになった
--	---

(9) 市町村の個別避難計画に係る取組を支援するための補助金その他の予算の確保に取り組む

北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道地域づくり総合交付金 災害時用配慮者対策に活用できる可能性のある交付金
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村の効果的・効率的な計画作成の取組に対する財政支援 ・都内区市町村が個別避難計画を効果的・効率的に作成する経費について、財政支援を実施。（基準額 5,000 千円、補助率 1 / 2）※交付税措置経費は対象外

(10) 都道府県条例や条例に基づく指針などにおいて避難行動要支援者や個別避難計画に言及する

北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・「北海道防災対策基本条例」 要配慮者に対する事前の措置など記載
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県地域防災活動推進条例」への明記 令和 3 年 5 月の災害対策基本法の改正を受け、令和 3 年 7 月に本条例を改正し、個別避難計画等に関する規定を追加
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」 災害時要援護者への情報の提供及び災害時要援護者の避難の支援を円滑に行うための措置などを記載

(11) 都道府県の定める総合計画、地域防災計画、障がい者計画、地域福祉支援計画などにおいて個別避難計画に言及する

北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・「北海道地域防災計画」 市町村が作成する避難行動要支援者の個別避難計画に関する記述等を記載
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 2 次茨城県総合計画」の目標 2025 年までに県内 44 市町村において地域の関係者による避難行動要支援者の支援体制を整備するという目標を設定
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・県の最上位計画である「新潟県総合計画（計画期間：R7～R14）※」において、個別避難計画の策定を成果指標に設定
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・「山梨県強靱化計画」 令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震を踏まえ、山梨県強靱化計画に個別避難計画の作成支援を明文化
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県地域防災計画」への明記 令和 3 年 5 月の災害対策基本法の改正を受け、令和 4 年 1 月 24 日～ 2 月 3

	日に書面開催された奈良県防災会議において、市町村が作成する避難行動要支援者に関する記述を追記する修正を実施
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県障害者基本計画（第5次）」 <p>特に要支援者個人ごとに避難場所や経路、避難支援者などを定めた個別避難計画の策定について、先進事例の紹介や情報共有を図りながら市及び町に働きかけ、より実効性のある要支援者への災害時の支援対策の取組を推進」することを定め、障害者施策との協働を図り個別避難計画に係る取組を推進</p>

(12) 総合防災訓練等の機会を捉えた個別避難計画の検証の機会を提供する等により避難の実効性を確保する取組を支援する

秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的な計画となるよう5月と2月の2度、訓練を実施。作成した個別避難計画の有効性を検証することでより実践的な計画とすることができた。
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅難病患者、医療的ケア児のモデルケースについて、在宅避難、停電時の人工呼吸器の動作確認と給電方法について訓練を実施。また、訓練に臨床工学技士、医療機器メーカーを助言者として招聘し、停電時の人工呼吸器の動作確認、給電方法等について実践
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、県と市町村と合同で実施している総合防災訓練（R6は南魚沼市）に当たり、県から市へ、事前の個別避難計画の作成と、当日の訓練参加を依頼。市において福祉専門職と協力し、要支援者2名について、個別避難計画の作成と訓練を実施

(13) 都道府県庁内での連携を図る

① 防災、福祉、保健、教育委員会など関係する部局や課室との協力や連携に取り組む

山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・計画作成の課題を庁内関係部局で共有し、特に対外的な協議等は防災部局と福祉部局が連携して進めた
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・会議・合同検討会開催の際は関係する部局が出席
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村へのヒアリングを防災局と福祉保健部の担当で実施 ・庁内の個別避難計画作成に関連する防災企画課（自主防災組織等）、福祉保健総務課（民生委員、社会福祉協議会等）、高齢福祉保健課（高齢者）、健康づくり支援課（難病）、障害福祉課（障害）で、連携や情報共有を目的に、概ね月に1回、打合せを行い、またチャットツールを利用して随時情報交換
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町あての通知文書を関係部署連名で発出 ・庁内チャットツールを活用し、随時、情報共有
富山県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当会議などの共催、市町村宛て文書を関係部署連名で発出 ・市町村職員向けの研修会を関係部署で共催 ・総合防災訓練における避難行動要支援者の避難訓練を関係部署共催で実施
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部局と防災部局が連携して個別訪問による対面ヒアリングを行い、現状の把握や課題を共有

② 市庁や地方事務所、保健所その他の行政機関、特別支援学校その他の学校などとの協力や連携に取り組む

京都府	・保健所が主催する会議や訓練に参加し、計画策定の市町村担当職員と顔の見える関係づくりができたとともに、先進的な取組を他の保健所、市町村に共有することができた
長崎県	・保健所が管内市町に対し、難病患者や医療的ケア児の個別避難計画作成支援を行う際にアドバイザーを派遣

③ 医療的ケア児支援センター、都道府県自立支援協議会などとの協力や連携に取り組む

神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・「難病対策地域協議会・母子保健福祉委員会と連携した個別避難計画作成支援事業」として、小田原保健福祉事務所難病対策地域協議会部会・母子保健福祉委員会小児等在宅医療の推進部会合同部会を開催 ・小田原保健福祉事務所難病対策地域協議会・母子保健福祉委員会小児等在宅医療の推進部会の合同部会、在宅難病患者・医療的ケア児保健福祉従事者研修会を開催
富山県	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や難病患者の計画を進めるため、富山県医療的ケア児支援センター、高岡厚生センターなど関係者と連携体制（勉強会等）を構築 ・障害福祉サービス事業所等に対して、説明会を通じた啓発を実施
佐賀県	・庁内関係課と佐賀県医療的ケア児支援センター、佐賀県難病相談支援センターが連携のうえ、市町が医療的ケア児・者などの医療的な支援が必要な対象者の計画作成を行う際の対応指針を作成

④ 連絡会議、勉強会、説明会などの情報共有や相談などをする場づくり

北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・未策定市町村のみを対象とした研修会や、市町村・関係団体等を対象とした全体研修会を実施。 ※研修会終了後、道内全市町村に対して、研修会の資料や動画を共有
山形県	・県、市町村、福祉専門職団体、有識者により、個別避難計画作成における課題や事例の共有、各市町村が福祉専門職や、自治会等と連携し計画の実効性を高めるための情報交換等を行う機会として、災害時要配慮者避難体制構築推進会議を2回開催した。
富山県	・有識者を招いて、避難行動要支援者支援に係る市町村担当者会議を開催。会議では、事前の市町村ヒアリングで把握した取組事例の共有や県の取組、全国の好事例も紹介
滋賀県	・滋賀モデル推進会議（参加者の所属：防災12名、福祉20名、障害7名）およびインクルージョン・マネージャー育成研修会（参加者の所属：防災12名、福祉16名）を開催し、情報共有や意見交換、人材育成を行った
京都府	・市町村の実情に応じた支援を実施するため、市町村担当者を対象とした研修会等において制度説明を実施。また先進事例の把握を目的として、先進自治体との意見交換を実施。
佐賀県	・民生委員、児童委員、福祉専門職等の計画作成を担う方を対象とした研修を実施

(14) 都道府県職員が市町村の取組に陪席等し、現場の課題やノウハウを知る取組

北海道	・市町村が実施する個別避難計画の実証も含めた避難訓練への参画 ・自治体・関係団体が主催する会議・研修会に参加し、取組の説明を実施
茨城県	・モデル団体が実施する事業に対し、アドバイザーとして参加することにより技術的な助言や進捗管理を行った
新潟県	・昨年度までのモデル事業によりできたネットワークを活用し、市町村の状況や令和6年度モデル事業の取組状況について、市町村担当者向けの研修会の開催や市町村等主催の研修会へ出席。
長崎県	・各市町が取り組もうとしている内容にそって、実務レベルの情報・意見交換会を行うことで、即実務に使える情報や気づきを得るとともに、日頃の業務の中で質問しあえるような市町担当者間のつながりを作った。

今後の取組の方向性

災害対策基本法において、都道府県は、その区域内の市町村が処理する防災に関する事務等の実施を助ける責務を有することとされている。

個別避難計画は災害対策基本法において、市町村長が、作成するよう努めなければならないとされていることから、個別避難計画に係る取組は、市町村が処理する防災に関する事務等にあたるものと考えられる。

このようなことから、市町村における個別避難計画に係る取組を都道府県が支援することについては、災害対策基本法の規定に基づいたものと考えられるところであり、市町村に対する支援を都道府県の事務として実施することについては、何に対しても憚る必要がないものである。

(取組状況の把握)

○ 都道府県が管内の市町村における個別避難計画に係る取組を支援する場合、管内の各市町村に対する支援の必要性、支援内容を検討することが必要となる。

このようなことから、都道府県においては、まずは、アンケート、ヒアリング、訪問、会議などの取組を通じて各市町村における取組の実情を把握した上で、取組の進捗状況や課題などを整理することが取組の前提として必要となる。

なお、都道府県が市町村に対してアンケートなどを行う場合、庁内の防災、福祉、保健などの関係する部局や課室等の協力を得ることでより効果的、効率的なものとなる。この場合、関係する部局や課室等は、本庁に限定されるものではなく支庁や地方事務所、保健所その他の行政機関の協力を得て行うやり方がある。

(庁内外の関係者等との協働)

○ 市町村における個別避難計画の作成は、防災、福祉、保健などの関係する部局や課室等が協力し、庁外においても、本人や家族をはじめ、自治会や自主防災組織、ケアマネジャーや相談支援専門員、民生委員、市町村社会福祉協議会、福祉事業者、保健所などの関係者や関係事業者等の協力を得ることが、実効性のある個別避難計画の作成のためには重要である。

市町村において、このような庁内の関係する部局や課室等、そして、庁外の関係者や関係事業者等

の協力を得て取組を進めるためには、庁内外の関係者等に働きかけを行うことが必要となるが、個々の市町村ごとにこのような働きかけを行うことは必ずしも効率的ではない。

また、庁外の関係者や関係事業者等は、都道府県単位で団体を設置している場合もあり、市町村が働きかけを行った場合、当該団体は、都道府県内の各市町村から、それぞれ同趣旨の内容の働きかけを受けることになるため、個々の市町村ごとにこのような働きかけを行うことは必ずしも効率的ではない。

これらのようなことから、個々の市町村ごとに庁内外の個別避難計画に係る関係者等に対して、働きかけを行うのではなく、都道府県が庁内外の関係者等に対して働きかけを行うことは、個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

- 市役所や町村役場において庁内の防災、福祉、保健などの関係する部局や課室等の協力を得て、庁内連携の実現が図られるよう都道府県が働きかけを行う場合、それぞれの担当課から、市町村のそれぞれの担当課に対して働きかけを行うことが効率的であり、効果的である。

また、庁外の防災、福祉、保健などの関係者や関係事業者等の協力を得て、庁外連携の実現が図られるよう都道府県が働きかけを行う場合、それぞれの担当課から、それぞれの分野や職種において都道府県単位で設置された団体に対して働きかけを行うことが効率的であり、効果的である。

これらのようなことから、個別避難計画に係る市町村支援の実施にあたっては、前提として、都道府県庁内の防災、福祉、保健などの個別避難計画に係る各担当課の間で連携が図られていることが必要となるため、まずは、庁内の関係各課の協力が得られるよう、個別避難計画の必要性について理解を得ることが必要となる。具体的には、顔の見える関係づくりを図る、打合せや連絡会議などを通じた情報共有、意見交換、ネットワークづくりを行い、継続的な取組が可能となるよう、要綱などにより文書化するなど、枠組み・仕組みづくりに取り組むことが有効である。

なお、このような場づくりについては、新たな場を設けるのではなく、既存の仕組みや枠組みを活用するやり方があることに留意が必要である。また、都道府県庁内の連携は、本庁の職員に限定されるものではなく支庁や地方事務所、保健所その他の行政機関の職員その他の者などの協力を得ることによりきめ細やかな協働につながる。

(普及啓発の実施)

- 個別避難計画が未作成の市町村は減少傾向にあるが、作成していても、試行的な取組や少数にとどまっている市町村が少なくない。このような市町村では、個別避難計画の取組が浸透していないことから、避難行動要支援者や関係者が、個別避難計画の必要性を理解することや、自分ごととして受け止めるまでに時間を要する場合がある。

個別避難計画は地域防災計画の定めるところにより作成するものとされていることから、市町村ごとに地域の実情に即したかたちで、仕組みや枠組み、手順や段取り、規則や要綱などの各種の規程、協力団体等との協定や契約のひな形、記入様式や記入例などが整備され、取り組まれている。

これらのようなことから、個別避難計画に関する普及啓発に関しては、一義的には市町村において実施することが適当であると考えられるが、個別避難計画に係る取組が住民にとって身近なものとなっていない場合や、仕組みづくりが十分に進んでいない場合など、市町村による普及啓発が困難である等の場合には、都道府県による普及啓発が必要となる。同様に平素からつながりがある個別避難計画に係る関係者に対しては、都道府県による普及啓発が効果的である。

普及啓発を行う広報手段に関して、都道府県においては、テレビ・ラジオの広報番組、広報紙、X

や YouTube チャンネルなどの SNS など、各種の広報手段を有しており、また、普及啓発を行う機会に関して、防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティアの週間などにおける各種の行事、総合防災訓練、水防訓練など各種の訓練における展示など多様な機会*を有していることから、都道府県は効果的に普及啓発を実施することが可能である。

※過去に管内で発生した大規模な災害の経験や教訓を継承し、次の災害への備えを促す行事などもある

以上のことから、個別避難計画や避難行動要支援者に係る避難支援等に関する普及啓発を、都道府県が有する各種の広報手段を用いて、防災の日などの各種の機会を捉えて行うことは、個別避難計画に係る市町村支援の取組として必要であり、かつ、有効である。

(説明会や研修等、知る機会の提供)

- 個別避難計画に関係するのは、本人や家族をはじめ、自治会や自主防災組織、ケアマネジャーや相談支援専門員、民生委員等の関係者や関係事業者、庁内の防災、福祉、保健等の関係する部局や課室等、事務所、保健所などの行政機関などが挙げられる。

これらの関係者等の協力を得て、個別避難計画の作成を進め、避難訓練等を実施して実効性の確保を図り、災害が発生した際に避難支援等関係者等の協力を得て避難支援等を実施するためには、関係者等が、ハザードマップや避難情報などの災害や防災に関すること、障害や難病などの避難行動要支援者に関することや、個別避難計画を作成する手順・段取り、計画の実行などについて説明や研修を通じて学ぶ機会を提供することが必要である。

このような機会の提供を市町村ごとに行う場合、市町村の数と同じ回数だけ行うことにもなる一方、都道府県が行う場合、市町村の数と同じ回数だけ行う必要はなく圏域ごとに集約して行いコストを削減することが可能となる。また、市町村ごとに行う場合、市町村において実施する回数は1回又は少数とならざるをえなく、経験やノウハウの蓄積が十分に図られず、この面からも、都道府県による実施は効果的である。

これらのようなことから、説明会や研修等、知る機会の提供について、個々の市町村ごとに行うのではなく、都道府県が一括してこのような機会の提供を行うことは、個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

なお、都道府県が研修等を実施する場合、国や公益法人の研修に関する事業を活用するやり方がある。

(情報の収集や展開)

- 市町村が個別避難計画に係る取組を進める中で、関係者等との連携や計画作成の優先度の検討等、様々な課題が見つかる。このような場合、先行している団体の取組の中に参考となるものがあるが、個々の市町村ごとに情報を収集した場合、当該情報は収集した市町村においてのみ活用されることとなり、その効果は当該市町村にとどまる。

一方、都道府県において情報を収集した場合、当該情報を管内の市町村と共有されることとなり、その効果は、管内の全ての市町村に及ぶこととなる。

また、都道府県は、全国の都道府県や国、また、民間の事業者や団体などとのつながりを介し、全国の市町村等の情報、情報を収集し、提供することが可能である。

これらのことから、個々の市町村ごとに個別避難計画に係る取組に役立つ取組事例などの情報の収集を行うのではなく、都道府県において、情報を収集し、管内市町村へ展開することは、個別避難計

画に係る市町村支援の取組として効果的である。

(市町村等の団体や機関の間における協力や連携などの場づくり)

- 個別避難計画は、取組を進め広げていく中で日々、新たな困難に直面する。

困難がある状況においても取組を継続し、また、課題の解決を図る上では、随時、他の市町村と連絡を取り、情報や経験を共有し、一緒に考えることのできる関係があることが重要である。

このような関係を構築するため、個々の市町村ごとに相互に顔の見える関係づくりやネットワークづくりに取り組む場合、都道府県が一括して関係づくりを行う場を提供すればその効果は、管内の全ての市町村に及ぶこととなる。

また、このような場に、県外市町村や個別避難計画に関係する団体を招いた場合、管内の全市町村と当該県外市町村や当該団体との関係づくりが行われることとなる。

これらのことから、個々の市町村ごとに関係の構築を行うのではなく、都道府県が市町村等の団体や機関の間における協力や連携などの場づくりを行うことは、個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

なお、このような場づくりに取り組む場合、新たな場を設ける必要はなく、既存の会議や研修の場を利用するやり方がある。

(研究者や各種分野の専門職などの協力を得て連携を図る)

- 大学や各種調査研究機関等の研究者、各種分野専門職などの協力を得ることで、このような方々が把握している取組事例や経験、専門的知見を踏まえた助言を得ることができ、市町村においてより効率的・効果的な個別避難計画に係る取組につながることから、研究者等の協力を得て連携を図ることが重要である。

研究者等の協力を得るために個々の市町村ごとに取り組む場合、市町村ごとにどの研究者等に依頼するかを検討し、市町村ごとに研究者等に連絡や説明等を行うことになるため、時間など各種のコストが増大する。

また、このような研究者等の連携を、きめ細やかな支援につなげるためには、地元大学や、都道府県単位で置かれている団体など、地域の実情をよく把握している研究者等との連携が、より効率的・効果的な個別避難計画に係る取組につながる。

これらのようなことから、個々の市町村ごとに研究者等の協力を得て連携を図るのではなく、都道府県が先導して行うことは、個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。さらに、都道府県による市町村に対する支援をより実効的なものとする上で、研究者等からの助言を得ることは有効である。

(伴走支援の実施)

- 市町村においては、個々の市町村が単独で個別避難計画に取り組むことに困難を抱えている場合があることから、都道府県が市町村の実情や取組状況・課題を知り、課題解決に向け一緒に考え、進捗状況を確認するなどの伴走支援を行うことが必要である。

なお、伴走支援を行う場合、都道府県の防災と福祉の両部局の職員と一緒に市町村を往訪するなど防災、福祉、保健などの関係する部局や課室等と連携することで効率的、効果的な支援につながる。この場合、伴走支援を行う都道府県の職員は、本庁の職員に限定されるものではなく支庁や地方事務所、保健所その他の行政機関の職員その他の者などの協力を得ることでよりきめ細やかな伴走支援に

つながる。また、研究者、実務者、各種の分野の専門職など庁外の関係者の協力を得ることも、より効果的な支援につながる。

(現場を知る)

- 市町村における個別避難計画に係る取組の推進を図るため、都道府県が伴走支援に取り組む場合、市町村の職員が現場で直面している課題について、都道府県の職員と一緒に課題解決を図るための取組の方向性を考えていくことになる。的確な支援のためには、現場の実情を把握していることが必要である。

現場の実情を把握するためには、直接職場などに出向き、庁内外の関係者と丁寧にコミュニケーションを行い顔の見える関係づくりに取り組むとともに、市町村が実施する庁内外の関係者との打合せ、説明会、地域調整会議、避難訓練に陪席するなどし、市町村の個別避難計画に係る取組に参画することが有効である。

このようなことから、都道府県においては、伴走支援を行う場合、市町村における個別避難計画に係る取組の現場を知り、伴走支援に取り組むことが有効的である。

(指針、手引き、マニュアル、事例集などで取組の目安や例を示す)

- 市町村において個別避難計画に取り組む場合、災害対策基本法の関係する規定、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針、各種通知や事例集等を踏まえたうえで、作成することが重要である。

市町村が個別避難計画に取り組む際、当該市町村における取組の実態や課題を把握し、県内外の他の市町村の取組において参考となるものがないか情報の収集を行うことがある。このようなケースにおいて、管内市町村内で共通する課題、課題解決に役立つ取組事例、また、当該課題に関係する法令の規定や解釈などの取組の目安や例を都道府県において示すことで、市町村における個別避難計画に係る取組を効果的・効率的なものとするのが可能となる。

これらのようなことから、都道府県が指針、手引き、マニュアル、事例集などを通じて取組の目安や例を市町村に示すことは、個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

指針、手引き、マニュアル、事例集などは、紙媒体を前提とする必要はなく、スライドやHTMLなどの媒体で提供すること、ウェブサイトに掲載する、などのやり方もある。また、網羅的、一覧である必要は必ずしもなく、管内市町村のニーズに応じてピンポイントのテーマについて作成し提供することも考えられる。

(枠組みづくりや仕組みづくりに取り組む)

- 都道府県には、防災、福祉、保健などの取組を定める各種の計画があり、また、都道府県、市町村、事業者、住民などの防災、保健、福祉などに関する取組について定める条例、規則、要綱等に基づく指針などがある。

このように個別避難計画に係る取組について、各種の計画に位置付ける、条例や条例に基づく指針などに定めを置く、取組の裏付けとなる予算の確保を図るなど仕組みづくりを行うことは、市町村における個別避難計画の取組を促進すること、都道府県が市町村の取組を支援すること、これらのような取組が計画的かつ持続的なものとなることから市町村支援の取組として効果的である。

- 各種の計画などに位置付けること

- ・ 都道府県では、総合計画、地域防災計画、障害者計画、地域福祉支援計画など各種の計画を策定している。なお、必ずしも名称に計画の文字が用いられているとは限らないことに留意が必要である。
- ・ 一般に計画では、各種の施策に関して取組の方向性、都道府県による市町村に対する支援などの取組の具体的な内容、達成すべき目標や成果を測定する指標、計画期間中の各年度を取組の内容や目標などが定められ、定期的にフォローアップ等が行われることになるため、都道府県で策定している各種の計画に位置づけることで個別避難計画に係る取組が計画的、持続的なものとなる。
- ・ これらのことから、各種の計画に個別避難計画に係る取組を位置づけることは、都道府県による個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

○ 条例などに位置づけること

- ・ 都道府県など地方公共団体は、法令の範囲内で議会の議決により条例を制定することができるものとされており、義務を課すものや権利を制限するもののほか、理念的なものや訓示的なものも含めて各種の条例が制定されている。
- ・ 法令に基づき取組が進められる場合、全国一律の対応となるが、地理的な状況や社会経済の状況などの地域の実情に即して、各都道府県として重点的に対応を図ることが必要な場合には、課題解決等のため、地域独自のルールである条例を制定して対応が図られている。
- ・ 条例では、都道府県による支援、市町村による取組、事業者や住民などの協力を求めることなどの対応を求めること、施策の実施状況についての報告や公表をすること、指針を作成することなどを定めているものがあり、条例に位置づけることで個別避難計画に係る取組が計画的、持続的なものとなる。
- ・ これらのことから、各種の条例に個別避難計画に係る取組を位置づけることは、都道府県による個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

○ 予算を確保すること

- ・ 個別避難計画に取り組む市町村に対して都道府県が支援する場合、当該支援に一定の経費を必要とする場合があり、このような場合には予算を計上する必要がある。
- ・ 地理的状況や社会経済状況などの地域の実情に即して、各都道府県として重点的に推進することが必要な場合には、都道府県として市町村を支援するために予算を措置することが考えられる。
- ・ これらのことから、市町村の個別避難計画に係る取組を支援するため、需用費、役務費、使用料、賃借料、旅費、報償費、賃金、委託料、補助金その他の予算の確保に取り組むことは、個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。
- ・ 予算の確保は、毎年度の当初予算において新規に要求するだけでなく、既存の予算の使途の拡充、見直し、変更、追加として確保するやり方があることや、当初予算だけでなく、補正予算において要求するやり方があることに留意が必要である。

(参考) Q. 個別避難計画は、地方交付税における包括算定経費の単位費用に積算されておりますが、都道府県が市町村に対して補助金等の予算措置を講じることはできますか。
A. 地方交付税につきましては、地方交付税法において「その使途を制限してはならない」と規定されている一般財源であり、交付される地方交付税をどのように活用するかは各地方自治体の判断に委ねられています。

(防災訓練等に取り組む)

- 災害対策基本法において、都道府県知事、市町村長、指定公共機関、指定地方公共機関などの災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同し

て、防災訓練を行わなければならないとされている。

防災訓練の目的は、技能を高め、連絡協調体制を確立し、実践的能力をかん養することで、災害応急対策の迅速化、的確化を図るとともに、訓練を実施することにより、広く住民一般の防災思想の普及啓発を図ることにある。

中央防災会議では、防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針や、防災訓練を通じて、より多くの国民が防災や減災に関する意識を高めることができるよう、訓練を実施する際の基本的な考え方について示す総合防災訓練大綱を決定している。

総合防災訓練大綱においては、訓練計画の作成、訓練の実施等に当たっては、様々な特性を有する高齢者、障害者、難病患者などの要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て訓練等を行うことなどに努めるものとされている。

防災訓練は市町村においても実施することとされているが、個別避難訓練を取り上げることや避難行動要支援者の参画を得て実施することができていない場合もある。

これらのことから、都道府県が総合防災訓練等を実施にあたり、総合防災訓練大綱に則して、個別避難計画を取り上げることや、避難行動要支援者の参加を得て実施することは、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保につながることに、また、個別避難計画の検証の機会となり避難の実効性を確保することにつながることに、さらに訓練を下敷きとした個別避難計画の作成につながるなどから、都道府県による個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

- 防災訓練義務は、災害対策基本法において都道府県と市町村のいずれに対しても課せられていることから、都道府県が総合防災訓練大綱に則して、個別避難計画を取り上げることや、避難行動要支援者の参加を得て実施し、訓練の実例を示すことは、市町村が総合防災訓練大綱に則した訓練を実施する参考となることから、都道府県による個別避難計画に係る市町村支援の取組として効果的である。

- 防災訓練は普及啓発の目的もある。都道府県が実施する総合防災訓練等において個別避難計画を取り上げることや、避難行動要支援者の参加を得ることは、訓練会場に直接的に参加した者だけでなく、報道機関や広報を通じて間接的に情報に接する者への波及がある。

都道府県が実施する総合防災訓練等は、毎年度、順次、管内の異なる市町村を会場として実施していることから、個別避難計画が未作成の市町村や、取組が遅滞している市町村が会場となる場合には、当該市町村に対して重点的に伴走支援などを行うことで、取組の推進につながる。

また、避難行動要支援者本人や家族、避難支援等関係者、その他の関係者における理解につながる。